

「工賃向上推進事業」企画提案書募集要項

1 事業名

工賃向上推進事業

2 事業の目的

就労継続支援事業所等（以下、「事業所」という。）における工賃水準の向上を図るため、事業所の人材育成のための基礎研修を実施するとともに、研修を受講した事業所に対して個別に面談を行い、その事業所ごとに適切な課題を設定し成果報告を行う個別面談及び成果報告会を実施することにより、工賃向上に対する取組を支援し、県内事業所全体の工賃水準の向上を図る。

3 業務委託内容

別添「工賃向上推進事業仕様書」のとおり

4 契約条件

(1) 契約形態

最優秀企画案を提出した事業者と、契約書（案）により委託契約を締結する。なお、契約書の仕様書は、企画提案書をもとに事業者と協議の上、変更を行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(3) 契約金額限度額

1, 907, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(4) 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、原則として精算払とする。ただし、当該委託料以外に財源のない非営利法人等については、愛知県財務規則に定めるところにより、前金払を行うことができるものとする。（書面による事前の申し出が必要。）

5 応募資格

以下のいずれにも該当することを条件とする。

- ・法人であること。なお、民間非営利団体同士の共同事業での応募も可とする。
- ・営利法人については、令和6・7年度「入札参加資格者名簿」の「大分類03. 役務の提供等」の内、「中分類07. 調査委託、小分類07. 総合研究所」、「中分類14. 審査業務、小分類02. 経営診断業務」、「中分類16. その他の業務委託等、小分類03. 研修 若しくは小分類06. 人材派遣」のいずれかに登録されている者。
- ・応募受付期間内において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・応募受付期間内において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」

(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- ・宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。

6 応募期間

令和6年7月22日(月)午前9時から令和6年8月9日(金)午後5時まで【必着】

7 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書(別添様式1)
- ・経費見積書
- ・応募者の概要が分かるもの(企業案内等)

イ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

ウ 提出方法 郵送(宅配便を含む。)

※ 提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とします。無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案書の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

8 選定事業者数

1者

9 提案の審査・選考等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

ただし、応募数が4企画案以上の場合、選定委員会でのプレゼンテーション等による

審査に先立ち、一次審査を行う。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の過程など審査に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととする。

(2) 選定委員会について

ア 日時

令和6年8月26日（月）午後

※時間の詳細は、参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

愛知県自治センター4階 第三会議室（名古屋市中区三の丸 2-3-2）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者15分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。また、応募内容等に不明な点がある場合、県から電話等により照会を行うことがある。

(4) 審査基準

ア 候補者の概要

- ・障害者就労に関する知識・実績はあるか。
- ・事業に従事する人数・体制は適切か。
- ・事業を適切に実施する能力はあるか。

イ 全体方針について

- ・事業の趣旨を理解しているか。
- ・事業の目標は高いか。実現性はあるのか。
- ・全体スケジュールは適切か。

ウ 事業内容について

- ・研修事業の内容は適切かつ効果的か。
- ・個別面談事業の内容は適切かつ効果的か。
- ・成果報告会事業の内容は適切かつ効果的か。
- ・付加提案は、独創的で事業効果を高めることができる提案内容となっているか。

エ 見積経費について

- ・見積経費項目、金額は適切か。

オ 社会的取組について（別紙申告書のとおり。）

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対し文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(6) 契約

選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者と県が協議等を行うこととする。

10 スケジュール（予定）

令和6年8月9日（金）	企画提案書の提出期限
令和6年8月26日（月）	プレゼンテーションによる審査
令和6年9月上旬～中旬	委託先の決定、契約、業務開始
令和7年3月21日（金）	事業終了

11 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別添様式2）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格とする。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ この応募に参加した者が、業務委託に関する競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

12 事業提案に関する質問

令和6年7月22日（月）から令和6年7月29日（月）【午後5時】まで、メールで質問を受け付ける。質問事項の趣旨を明確にして、以下のアドレスに「質問書」（別添様式3）を送ること。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和6年8月2日（金）を目途に愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページの新着情報に掲載する。なお、質問内容が質問者固有の内容に係る場合は、質問者にメールで回答し、ホームページには掲載しない。

○メール送付先

shogai@pref.aichi.lg.jp

※ メールの件名は「工賃向上推進事業に関する質問」とすること。

○愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>